

26. 12. 20

中国進出企業のリスクマネジメントに関する小論

～その二 中国企業の買収時における労務DD実施について～

城西支部顧問 田口研介

労働契約法の成立後、中国企業の労働紛争が急増しており、中国企業の買収時における法務デュー・デリジェンス必要性が高まってきている。因みに、デュー・デリジェンス（Due Diligence、以下DDと称する）とは、買収企業が監査法人やM&A専門のコンサルタント会社に依頼して、被買収企業の収益性、安定性、成長性の経営分析は勿論、経営全般または重要部門に内蔵している懸案事項の有無について調査を行い、解決策と併せて監査報告を行うことである。

以下では中国企業の買収による進出を本格的に検討中の日本企業が被買収企業の重要部門に内蔵している懸案事項に関して法務DDを実施する際の留意点について、Q&A方式により取り纏めている。

◇被買収企業の従業員との書面による労働契約書の締結状況はどうか。

労働契約法の成立後、中国企業も外資企業も労働者との書面による労働契約の締結する義務を負っているが、地方では労働契約の未締結企業が多いようである。労働契約書の締結に中国企業の労働者は特段の異議は唱えておらず、外資企業による被買収企業の労働者は書面による労働契約の締結を催促していると言われる。仮に経営者が何等の措置を講じない場合、同法实施条例第6条及び第7条が適用され、2倍の賃金を労働者に支払う規定があることに十分注意する必要がある。

◇被買収企業の労働者に対する未払債務の有無について調査を行ったか。

被買収企業の未払債務とは、所定労働時間の延長に伴う残業代、休日出勤の割増賃金、法定の経済補償金または労働災害による損害賠償金等の未払債務が挙げられる。特に国有企業の労働者は無給出勤が日常茶飯事になっていることに留意する必要がある。そもそも企業内紛争が顕在化していない場合、未払い債務が膨らむ傾向があるため、重点的にチェックする必要がある。

◇被買収企業は勤務時間制度を適正に運用してきているか。

通常、企業の勤務時間は標準勤務時間、不定時勤務時間、総合勤務時間の3種類がある。標準勤務時間は1日8時間以内かつ週40時間以内で週1日の休日を設ける必要がある。総合計算勤務時間では標準勤務時間を基本にしながら、一定期間を一単位として勤務時間を合算する。不定時勤務時間では労働者の勤務時間を特定しないで、業務の特殊性により連続勤務の必要性がある、あるいは時間通り出退勤できない場合に適用される制度である。ただし、この制度は全ての労働者には適用されず、高級管理職（総経理、副総経理、財務責任者、営業責任者等）の業務内容に配慮し標準勤務時間を採用できない従業者に適用される制度である。なお、この制度を適用するには、労働行政管理部門の認可が必要で、適用範囲を無許可または不注意により拡大した場合、違反になることに留意する必要がある。

◇被買収企業は各種社会保険の申告と納付を適正に行っているか。

全ての労働者は、養老保険、医療保険、失業保険、生育保険、労災保険の五険に加入する義務がある。

五險制度の運用は地域毎に管理されているが、特に労働者が地域を跨いで転勤する場合、関係当局の移転手続が停滞して、当該労働者の保険料納付の遅れや過少申告が頻発していると言われている。一方、被買収企業において労働者の社会保険料の未納や過少申告等の事案を内蔵していて、労働行政管理部門から未納分の追徴や管理責任を追及されたり、労働者本人に対して保険料相当の損害賠償を求めることもあると言われている。

◇被買収企業に労働争議、その他未解決の紛争事案が内蔵されていないか。

法務DDでは過去または係争中の労働争議、その他未解決の紛争事案の有無を確認するが、特に過去の労働争議に伴う社会保険等の未払債務の有無について入念に確認するとともに、再発防止策を検討して実施してきているかを調査する必要がある。現在係争中の労働紛争については、事案の概要及び解決策の実行性と経営への影響度を適切に評価する必要がある。さらに恒常的に労働紛争が継続している場合、その原因の追究と具体的な改善策の検討と提案が必須の課題になる。

以上の通り、中国で頻発している労務関係の事案を検討してきたが、それらの事案が買収後の障害にならぬよう完全に摘み取っておく必要がある。実務上、事案により対応策、解決策が異なり、既に顕在化している重大事案については、被買収企業において自主的に解決する旨の念書を取り付けるとともに、顕在化していない重大事案についても、被買収企業に補償義務を負わせ、買収企業に損害が波及した場合には、補償に応じさせる強い意思伝達が必要である。

法務事案に対する企業の責任追及が強まってきており、労働紛争の事案も大きくなってきている現在、被買収企業である中国企業の法務DDの実施による重大な未解決事案の早期発見と早期解決の重要性が益々高まってきている。